

福岡県医発第2190号(地)

平成20年3月7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

診療科名の標榜方法の見直しに関するホームページについて

標榜診療科名の見直しにつきましては、平成20年3月6日付け福岡県医発第2186号(地)にて日本医師会発出の文書並びに関係政省令をお送りしておりましたが、今般、日本医師会一般向けホームページに、診療科名の標榜方法の見直しの説明ページが「ドクターのみなさまへ」のコーナーに開設されましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

URL : <http://www.med.or.jp/doctor/iryohou/hyoubou.html>

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵・永田正和



(地 I 197)

平成 20 年 3 月 4 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健



診療科名の標榜方法の見直しに関するホームページについて

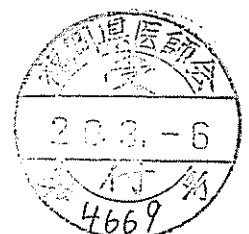
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今回の診療科名の標榜方法の見直しにつきましては、先日、日医ニュース平成20年3月5日号に説明記事を掲載するとともに、平成20年2月29日付（地 I 193）の文書をもって貴会に関係政省令をお送りしているところです。

今般、本会一般向けホームページに、診療科名の標榜方法の見直しの説明ページを「ドクターのみなさまへ」のコーナーに開設いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、会務ご多忙の折誠に恐縮ではありますが、貴会会員への周知方につきご高配いただきましたら幸甚に存じ上げます。

URL : <http://www.med.or.jp/doctor/iryohou/hyoubou.html>



診療科名の標榜方法の見直し

平成20年4月1日より、医療機関の標榜診療科名の見直しが行われます。

* 専門性資格の広告については、[こちら](#)をご覧ください。

ただし、経過措置があります。

下記のとおり、今回の見直しで標榜することができなくなる診療科名がありますが、平成20年4月1日より前に標榜している科名については、引き続き標榜することができます。看板や広告の付け替えなどをする必要はありません。

なお、経過措置が適用されている場合であっても、看板を取り替える時や新たに広告する時などは、新しい診療科名でなければなりません。

その場合は、診療科名の変更手続が必要となります。

見直しの概要

今回の見直しは、診療科名を一つ一つ決めていた考え方を大きく改め、包括的に規定する方式とするものです。

「包括的に規定する方式」とは、

1. 「内科」または「外科」→
2. 「内科」または「外科」と、以下の各事項とを組み合わせたもの。
 - a) 部位、器官、臓器、組織、又はこれらの果たす機能 →
 - b) 疾病、病態 →
 - c) 患者の特性(性別、年齢を示す名称) →
 - d) 医学的処置 →
3. 単独の名称をもって診療科名とするもの。さらに、a～dの各事項との組み合わせも可能。→

の3つに大別されます。具体的には、政令および厚生労働省令によって定められています。[こちら](#)をクリック。

病院、診療所は、どの方法でも標榜することができますし、1, 2, 3の方法を併用することもできます。

上記a～dの各事項との組み合わせによっては、不合理な内容等となる場合もあります。そのような場合は、診療科名として広告してはならないものとして、厚生労働省令に規定されます。[こちら](#)をクリック。

なお、現在も、診療科名の標榜には厚生労働大臣の許可は不要ですが、今回の見直しでも同様です(麻酔科を除く)。ただし、新しい診療科名を標榜するためには、届出による変更手続が必要です。

「麻酔科」は、今回の見直しの対象ではありません。従前どおりの標榜方法となります。また、いわゆる「総合科」は、今回の見直しとは全く関係ありません。

診療科名の標榜方法(医業)

下表のいずれの方法でも、標榜することができます。

また例えば、「内科、外科、胸部外科、大腸内科、アレルギー科、リウマチ科」というように、複数の診療科や1と2と3の方法の併用も可能です。

経過措置については、[こちら](#)をご覧ください。

※ 組み合わせによって不合理な内容等となる場合は、診療科名として広告してはならないものとし

て、厚生労働省令に規定されています。こちらをクリックしてください。

※「麻酔科」は、今回の見直しの対象ではありません。従前どおりの標榜方法となります。

1. 「内科」または「外科」		
2. 「内科」または「外科」と、下記a,b,c,dとの組合せ		
a,b,c,dのうち、同じ分類に属する事項でなければ、2つ以上の事項の組合せも可能です。例えば、「内科」+「老人」(c)+「心療」(d)＝「老人心療内科」など。 ただし、同じ分類に属する事項同士を組み合わせることはできません。例えば、「内科」+「男性」(c)+「女性」(c)＝「男性女性内科」は不可。		
a) 部位、器官、臓器、組織 又はこれらの果たす機能	頭頸部	+「外科」または「内科」
	頭部	
	頸部	
	胸部	
	腹部	
	呼吸器	
	気管食道	
	気管	
	気管支	
	肺	
	消化器	
	食道	
	胃腸	
	十二指腸	
	小腸	
	大腸	
	循環器	
	肛門	
	血管	
	心臓血管	
	心臓	
	腎臓	
	脳神経	
	脳	
	神経	
	血液	
	乳腺	
	内分泌	
	代謝	
	脂質代謝	
	肝臓	
胆のう		
膵臓		
b) 疾病、病態の名称	感染症	
	性感染症	

	腫瘍 がん 糖尿病 アレルギー疾患	+「外科」または「内科」
c)患者の特性	男性 女性 小児 周産期 新生児 児童 思春期 老人 老年 高齢者	+「外科」または「内科」
d)医学的処置	整形 形成 美容 心療 薬物療法 透析 移植 光学医療 生殖医療 不妊治療 疼痛緩和 緩和ケア ペインクリニック 漢方 化学療法 人工透析 臓器移植 骨髄移植 内視鏡	+「外科」または「内科」
3. 単独の名称をもって診療科名とするもの。 さらに、上記2のa～dの各事項との組み合わせも可能。		
精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、臨床検査科、救急科		
上記の診療科		+2のa,b,c,d

今回の見直しにより、標榜することができなくなる診療科名

以下の診療科名は、平成20年4月1日以後、単独の診療科名として標榜することはできなくなります。

ただし、経過措置が適用される場合は、引き続き標榜することができます。看板や広告の付け替えなどをする必要はありません。

神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、気管食道科、胃腸科

不合理な組合せとなるものとして、認められない診療科名

上記のとおり、内科又は外科と2のa,b,c,dとの組合せ、あるいは3と2のa,b,c,dとの組合せの中で、医学的知見及び社会通念に照らし、不合理な組合せとなるものとして、厚生労働省令で定める診療科名は、標榜することができません。

診療科名	不合理な組合せとなる事項
内科	整形または形成
外科	心療
アレルギー科	アレルギー疾患(「アレルギー疾患アレルギー科」)
小児科	小児、老人、老年または高齢者(例:「高齢者小児科」など)
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓または脳(例:「呼吸器皮膚科」など)
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓または脳(例:「頭頸部泌尿器科」など)
産婦人科	男性、小児または児童(例:「男性産婦人科」など)
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓または心臓(例:「腹部眼科」など)
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓または心臓(例:「消化器耳鼻いんこう科」など)

診療科名の変更手続

上記の今回の見直しで標榜することができなくなる診療科名であっても、経過措置が適用される場合があります。

ただし、その場合であっても、病院・診療所の看板を取り替える時や新たに広告する時などは、新しい診療科名でなければなりません。

したがって、そのときは、医療法に基づき、診療科名の変更手続が必要となります。

診療科名の変更手続は、都道府県知事(保健所設置市の場合は市長、特別区の場合は区長)に対する届出になります。

具体的な届出方法は、各都道府県等の担当部局にお問い合わせください。

関係法令、通知など

医療法	▶	厚生労働省HP HTML
今回の改正政令	▶	203k
今回の改正政令新旧対照表	▶	108k

今回の改正省令	▶	193k
今回の改正省令新旧対照表	▶	156k

※ PDFファイルの閲覧には、[AdobeAcrobatReader](#)が必要です。



お問合せ先：[日本医師会地域医療第1課](#)

日本医師会ホームページ<http://www.med.or.jp/>
Copyright (C) Japan Medical Association. All rights reserved.

